

【令和 7 年 2 月 19 日付け処分】

(1)	
役職段階	主査職
性別	女性
年代	40 代
事案の概要	システムの改修業務委託にあたり、当初予算未計上を認識していながら委託契約の締結手続きを行い、その事実を隠蔽し支払いを自己資金により行ったことにより、公務の運営に重大な支障を及ぼした。
処分量定	減給 10 分の 1（2 か月）

上記事案（1）に関連して行う訓戒措置 なし